

(問3) 未だに、改正されていない開発条件について

市内横内亀井 250-19 の土地について (問屋町分譲地)

旧来の法に基づいて、いまだ改正されていない開発条件について、今一度検討して頂きたい。

理由として、約 40 年近く前の開発許可に於ける条件等は、現社会においては無意味になってきていると思われる。土地の所有者も市内に在住しておらず、自己財産の処分も出来ないという厳しい状況ですので、是非再検討をして頂きたい。一般の住宅地として充分成り立っている事から、その土地に建物を普通に建てられない事は、土地活用において、もったいない事。

都市整備部 建築指導課

《回答》

都市計画法で開発許可を受けた区域内で開発許可に係る立地基準、開発許可に係る予定建築物以外の建築物を新築しようとする場合には都市計画法の許可が必要となります。その許可を得る為に、基準に適応することが必要ですので実際に土地を購入しても許可が得られるかどうかについては、お問い合わせください。

また、住宅の基準に関しまして青森市で条例を定めており、既存住宅に関してはある一定の居住年数を過ぎ、要件を満たしている時は例外として許可される事もあります。購入に関しての相談は、個別にご連絡をして下さい。